

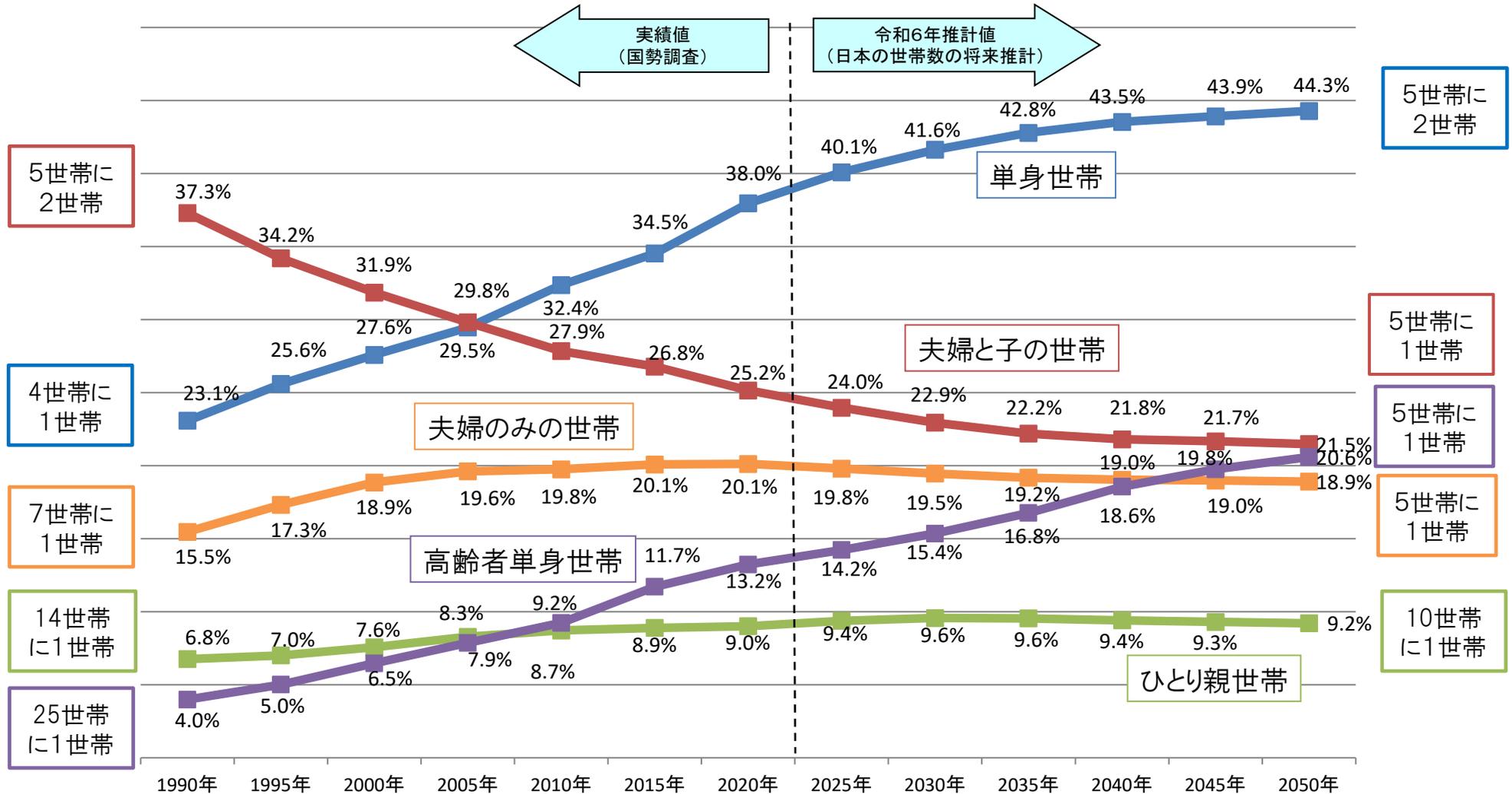
# 身寄りのない高齢者等への支援について

令和6年6月10日

厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課

# 世帯構成の推移と見通し

○単身世帯、高齢者単身世帯(※1)ともに、今後とも増加が予想されている。  
 単身世帯は、2050年で44.3%に達する見込み。(全世帯数約5,570万世帯(2020年))



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(令和6年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、35.2%(2020年)から45.1%(2050年)へと上昇。

(※3) 子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

# 身元保証等高齢者サポート事業に係る厚生労働省の取組

○ H29.1の身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議を踏まえ、厚生労働省で次の取組を実施

	介護分野	(参考) 医療分野
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ”身元保証サービスの実態調査に関する調査研究事業”において、<u>事業者や自治体等に対し、契約時の説明内容や解約方法等のヒアリングを実施</u></li> <li>○ ”介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業”において、<u>入所者へ身元保証人等を求める理由や実態等を調査</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」を実施</li> </ul>
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前年度の調査等を踏まえ、事務連絡(※)を发出 (※)<u>身元保証人がなくても介護施設への入所等が可能であること</u>や、地域包括支援センター等に相談が来た場合の注意事項等を通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>医療機関への入院に際し、身元保証人等がないことを理由に、入院を拒否することは正当な理由ではないことを事務連絡にて周知</u></li> </ul>
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者トラブル発生防止に向けて、<u>調査研究事業で把握した事業者に対し、預託金の適切な管理やサービス契約等に係る注意喚起</u>を行い、適切な事業運営および利用者への理解促進の努力を図るよう依頼(消費者庁と連名で事務連絡を发出)</li> <li>○ 本人の意思決定を支援できる主体の必要性や、本人意向を踏まえた場面毎に想定される活用できるサービスや事業、関与できる第三者等について老健事業にて整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関に勤務する職員を対象に、<u>身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援</u>に関するガイドラインを作成(H30年)するとともに、関係機関へ事務連絡にて周知</li> </ul>
⋮		
令和5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議にて、<u>過去の発出済の事務連絡や、老健局以外が所管する医療分野の身元保証や家賃の債務保証等に係る情報等について一体的に周知</u>(前年度も実施)</li> </ul>	

※現在、厚生労働省HP上においても、身元保証等高齢者サポート事業の概要や相談窓口等を公表しているところ

# ～意見のとりまとめ（概要）～

## 認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議

### はじめに

- ・2023年6月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立。基本法の施行に先立ち、認知症の本人・家族、有識者の声に耳を傾け、政策に反映するため本会議を設置。
- ・本会議としては、
  - ①基本法の施行が2024年1月1日とされたことを踏まえ、基本計画について「とりまとめ」を十分踏まえ策定すること
  - ②次期通常国会において、介護離職防止のため育児・介護休業法の改正に取り組むこと
  - ③高齢者の生活上の課題について、ガイドラインの策定、必要な論点整理等を進めること、を求める。

### 意見のとりまとめ

#### 1. 基本的考え方

- ・認知症の施策や取組を、認知症基本法の理念に基づき立案・実施・評価

#### 2. 普及啓発・本人発信支援

- ・認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」や認知症基本法の理解促進、認知症の本人の姿と声を通じて「新しい認知症観」を伝えていく

#### 3. 地域ぐるみで支え合う体制など

- ・若年性認知症の人等の社会参加や就労の機会の確保
- ・早期かつ継続的に意思決定支援を行える環境整備
- ・本人、家族の声を聴きながら認知症バリアフリーを進め、幅広い業種の企業が経営戦略の一環として取り組む
- ・認知症の本人の意向を十分に尊重した保健医療・福祉サービス等につながる施策や相談体制の整備等

#### 4. 家族等の支援（仕事と介護の両立支援等）

- ・介護をしながら家族等が自分の人生を大切にできる環境・支援制度の整備

#### 5. 研究開発・予防

- ・本人、家族等に役立つ研究成果、国の支援

#### 6. 独居高齢者を含めた高齢者等の生活上の課題関係

- ・独居高齢者等の意思決定支援を補完する仕組み。政府全体で問題への対処、整理

## 6. 独居高齢者を含めた高齢者等の生活上の課題関係

- 独居高齢者等について、本人で意思決定が完結できなくなった時の意思決定支援の権限の所在がないのが問題。
- 身寄りが誰もいない人だけでなく、家族の形の多様化により、家族がいても頼れない人が増えており、その支援が課題。
- 家族が全面的に支援することを前提としない意思決定支援の仕組みが必要。介護・医療従事者、身元保証事業者が意思決定支援に取り組んでいるものの権限・主体が明確でない。
- 認知症が進んでからではなく、認知症になる前から早めに地域で介護ボランティア等に関わっていれば、認知症になったとき、本人の尊厳がどこにあるのかが分かりやすい。
- 身寄りなし、DV、低所得等複合問題のある方を含め、誰もが自分らしく安心して生活できるよう、終活サポートでの包括的な支援や住み替えサポートでの幅広いコーディネート能力が重要。
- 終活支援、住まい支援といったサービスの提供は、社会福祉協議会のように国民が安心して利用できることが重要。また、お金のある方も含め全体的に考えていくべき。
- 認知症で一人暮らしの人が増えている中で、地域の支援も活かしつつ自分なりに工夫をしながら前向きに暮らしている認知症の本人も各地で増えている。各自治体で本人とともに、一人暮らしを続けていくために必要なこととその可能性、課題を具体的に明らかにし、各地域の実情に応じた独居の認知症の人の支援体制を築いていくことが重要。

# 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（案）（主なポイント）

- 病院への入院や介護施設等への入所の際の手続支援、日用品の買物などの日常生活の支援、葬儀や死後の財産処分などの死後事務等について、家族・親族に代わって支援する、「高齢者等終身サポート事業」を行う事業者が増加してきている。
- この事業は、死後のサービスを含み、契約期間が長期であること等の特徴があることから、利用者保護の必要性が高く、事業者の適正な事業運営を確保し、事業の健全な発展を推進するとともに、利用者の利用の安心等を確保していくことが必要。今後、事業のニーズの増加が見込まれる中、業務の内容が民法や社会保障関係法に広くまたがることから、遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等を関係省庁横断で整理し、ガイドラインとして提示する。

## 全般的な事項

- 事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようにすることを目的とする。
- 本人との契約に基づき、「身元保証等サービス」及び「死後事務サービス」を事業として継続的に提供している事業者を主な対象とする。
- サービス提供にあたっては、利用者の尊厳と自己決定を尊重。また、関連する制度等を活用しつつ、利用者の価値観等に基づく意思決定が行われるよう配慮することが重要。

## 契約締結にあたって留意すべき事項

- 契約締結にあたって、事業者は、民法や消費者契約法に定められた民事ルールに従いつつ、契約内容の適正な説明（契約書・重要事項説明書を交付した説明）を行うことが重要。また、医療・介護関係者等との連携や、推定相続人への説明など、きめ細かい対応を行うことが望ましい。
- 寄附・遺贈については、契約条件にすることは避けることが重要であり、遺贈を受ける場合も公正証書遺言によることが望ましい。 等

## 契約の履行にあたって留意すべき事項

- 契約の履行にあたっては、契約に基づき適正に事務を履行するとともに、提供したサービスの時期や内容、費用等の提供記録を作成、保存、定期的な利用者への報告が重要（後見人にも情報共有が重要）。利用者から前払金（預託金）を預かる場合、運営資金等とは明確に区分して管理することが望ましい。なお、履行の際にも医療・介護関係者等との連携が重要。
- 利用者からの求めがあれば、利用者が契約を解除する際に必要な具体的な手順等の情報を提供する努力義務を負う。
- 利用者の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度の活用が必要。成年後見人等が選任された後は、契約内容についてもよく相談することが望ましい。 等

## 事業者の体制に関する留意事項

- 利用者が安心して利用できるよう、ホームページ等を通じた情報開示、個人情報の適正な取扱い、事業継続のための対策、相談窓口の設置に取り組むことが重要。